

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月6日
【四半期会計期間】	第145期第3四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）
【会社名】	三菱鉛筆株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI PENCIL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 数原 英一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	03（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 蛇川 寿史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東大井五丁目23番37号
【電話番号】	03（3458）6221（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 蛇川 寿史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第144期 第3四半期連結 累計期間	第145期 第3四半期連結 累計期間	第144期
会計期間	自2018年1月1日 至2018年9月30日	自2019年1月1日 至2019年9月30日	自2018年1月1日 至2018年12月31日
売上高 (百万円)	45,262	46,350	62,498
経常利益 (百万円)	6,725	6,506	9,283
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	4,365	4,327	5,778
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,022	3,559	1,966
純資産額 (百万円)	91,055	90,331	89,151
総資産額 (百万円)	119,374	116,247	116,882
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	75.71	75.77	100.31
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	75.0	76.4	74.9

回次	第144期 第3四半期連結 会計期間	第145期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自2018年7月1日 至2018年9月30日	自2019年7月1日 至2019年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	16.56	19.00

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また主要な関係会社については米国市場において、より一層の当社ブランドの浸透や顧客ニーズへの迅速な対応を図り、当社商品の拡販と更なる市場開拓を目的として、米国にuni Mitsubishi Pencil North America, Inc.、uni-ball Corporationを設立し、第1四半期より連結子会社としております。

この結果、当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、子会社47社で構成されております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

(1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間（2019年1月1日から2019年9月30日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向は持続し、個人消費は底堅く推移したものの、米中間の貿易摩擦を巡る海外経済情勢への不安感の高まりや日韓関係の悪化による影響が懸念され、先行きへの不透明感を払拭できない状況で推移いたしました。

当社グループが属しております筆記具業界におきましては、価値観やライフスタイルの多様化およびデジタル技術の飛躍的な進展のなかで、お客様が筆記具に求める価値は刻々と変化し、そういった多様な価値観に対応した新たな発想に基づく商品開発が不可欠となっております。また、インターネットの普及は、お店で実物を手に取り、筆記感を試して商品を購入するという購買方法に加えて、場所や時間に縛られることなく商品を購入するという選択肢をもたらし、またその利便性はますます高まり、変わりゆく市場環境に迅速に対応していくことが引き続き求められております。

このような経営環境の中、当社グループは「最高の品質こそ最大のサービス」という社是のもと、高付加価値で高品質な商品の開発に取り組んでまいりました。お子様が正しく鉛筆を持つことができるようサポートするために、持ち方の練習がしやすく、転がりにくい六角軸の「ユニ学習・丸付け用 赤えんぴつ・青えんぴつ・赤青えんぴつ」を発売いたしました。また、消しゴムで消せるカラーシャープ「uni Color（ユニカラー）」や、芯が回ってトガリ続けるシャープ「クルトガ」、クセになる、なめらかな書き味の油性ボールペン「ジェットストリーム」といった製品において限定デザイン等を展開し、日常的な筆記シーンを自分らしく創りあげる選択肢としての商品拡充を図ってまいりました。さらに、近年、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、企業の環境問題への配慮や対応が求められるなか、紙・プラスチックの代替材料として注目される石灰石から生まれた新素材「LIMEX（ライメックス）」を世界で初めてペンの軸材として実用化した「uni（ユニ） LIMEX（ライメックス）」を発売しました。このように、「かく（書く／描く）」ことを通じてお客様の生活を豊かにし、さらにそういった日常をこれからも積み重ねていくことができるような商品の拡充に努めてまいりました。

これらの活動の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は463億50百万円（前年同期比2.4%増）となりました。また営業利益は63億12百万円（前年同期比2.1%減）、経常利益は65億6百万円（前年同期比3.3%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は43億27百万円（前年同期比0.9%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

筆記具及び筆記具周辺商品事業は、ジェットストリーム等をはじめとするボールペンやサインペンが好調に推移したことにより、外部顧客への売上高は445億57百万円（前年同期比2.5%増）となりました。また、その他の事業は、粘着テープ事業及び手工芸品事業を取り巻く環境は厳しい状況により、外部顧客への売上高は17億93百万円（前年同期比0.7%減）となりました。

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

財政状態につきましては、当第3四半期連結会計期間末の資産は、現金及び預金が増加したものの、主として受取手形及び売掛金とたな卸資産が減少したことにより、前連結会計年度末に比べて6億35百万円減少し1,162億47百万円となりました。

負債は、主として支払手形及び買掛金と長期借入金が増加したことにより、前連結会計年度末に比べて18億14百万円減少し259億15百万円となりました。

純資産は、自己株式の増加や為替換算調整勘定が減少したものの、主として利益剰余金が増加したことにより前連結会計年度末に比べて11億79百万円増加し903億31百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容の概要は以下の通りであります。

基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ．中期3ヵ年経営計画策定

当社は、2019年1月より2021年までの「進化への挑戦」を基本方針とする中期3ヵ年経営計画に取り組んでおります。その重点方針として「筆記具事業の再成長」、「環境変化に対応するための強い人材と組織づくり」、「新たな柱となる事業の創出と育成」の3つを掲げ、企業価値向上に努めております。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。その取り組みの手始めとして、まずはこの中期3ヵ年経営計画に基づき競争力の更なる強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の方をはじめとした当社を取り巻くすべてのの方々にとっての利益を最大化することにつながると考えております。

ロ．コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年としております。さらに、2019年3月28日開催の第144回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）終了後より、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を図るために、執行役員制度を導入いたしました。加えて、社外取締役を増員し3名とすることによって、取締役会における社外取締役の比率を3分の1まで高め、経営に対する監督機能の強化に努めております。また、監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行っております。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能のさらなる充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、本定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することにつき、株主の皆様にご承認いただいております（以下、更新後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

なお、当社は、2016年3月30日開催の第141回定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「旧プラン」といいます。）について、株主の皆様にご承認いただきましたが、本定時株主総会終結の時をもって有効期間の満了により失効いたしました。本プランの内容については、旧プランから実質的な変更点はございません。

本プランは、本プランの適用対象となる買付け等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、本定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（3）研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は23億78百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	257,145,168
計	257,145,168

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数 (株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2019年11月6日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	64,286,292	64,286,292	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	64,286,292	64,286,292	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年7月1日～ 2019年9月30日	-	64,286,292	-	4,497	-	3,582

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,097,900	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 2,596,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,558,300	565,583	-
単元未満株式	普通株式 34,092	-	-
発行済株式総数	64,286,292	-	-
総株主の議決権	-	565,583	-

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱鉛筆(株)	東京都品川区東大井五丁目23番 37号	5,097,900	-	5,097,900	7.92
(相互保有株式) 三菱鉛筆東京販売(株)	東京都品川区東大井五丁目22番 5号	1,129,200	-	1,129,200	1.75
三菱鉛筆九州販売(株)	福岡県福岡市博多区吉塚二丁目 20番21号	536,800	-	536,800	0.83
(株)ユニ物流	東京都品川区東大井五丁目23番 37号	930,000	-	930,000	1.44
計	-	7,693,900	-	7,693,900	11.96

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年1月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,393	45,641
受取手形及び売掛金	3 18,090	14,441
たな卸資産	16,747	15,985
その他	2,709	2,788
貸倒引当金	828	869
流動資産合計	79,111	77,987
固定資産		
有形固定資産	21,411	21,639
無形固定資産	1,104	1,487
投資その他の資産		
投資有価証券	13,773	13,627
その他	1,480	1,504
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	15,254	15,131
固定資産合計	37,770	38,259
資産合計	116,882	116,247

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,845	7,435
短期借入金	1,765	1,527
未払法人税等	849	645
賞与引当金	501	1,146
返品引当金	52	47
その他	5,195	4,854
流動負債合計	16,817	15,656
固定負債		
長期借入金	5,461	4,919
退職給付に係る負債	3,812	3,914
役員退職慰労引当金	103	99
その他	1,536	1,325
固定負債合計	10,913	10,259
負債合計	27,730	25,915
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,497	4,497
資本剰余金	3,721	3,721
利益剰余金	78,986	81,609
自己株式	4,794	5,406
株主資本合計	82,411	84,421
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,485	4,371
為替換算調整勘定	863	144
退職給付に係る調整累計額	158	166
その他の包括利益累計額合計	5,191	4,348
非支配株主持分	1,549	1,560
純資産合計	89,151	90,331
負債純資産合計	116,882	116,247

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
売上高	45,262	46,350
売上原価	21,943	22,832
売上総利益	23,318	23,518
販売費及び一般管理費	16,871	17,206
営業利益	6,447	6,312
営業外収益		
受取利息	16	16
受取配当金	174	206
受取地家賃	62	54
受取保険金	39	29
為替差益	103	-
その他	51	33
営業外収益合計	448	340
営業外費用		
支払利息	32	29
為替差損	-	28
シンジケートローン手数料	39	28
売上割引	41	42
その他	57	17
営業外費用合計	170	145
経常利益	6,725	6,506
特別利益		
固定資産売却益	38	10
投資有価証券売却益	-	6
特別利益合計	38	16
特別損失		
固定資産除売却損	29	4
投資有価証券売却損	-	50
工場再編損失	96	193
環境対策引当金繰入額	28	-
本社移転費用	376	-
特別損失合計	530	248
税金等調整前四半期純利益	6,233	6,274
法人税等	1,667	1,790
四半期純利益	4,565	4,483
非支配株主に帰属する四半期純利益	200	155
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,365	4,327

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
四半期純利益	4,565	4,483
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,328	114
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	285	801
退職給付に係る調整額	72	8
その他の包括利益合計	1,542	923
四半期包括利益	3,022	3,559
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,855	3,485
非支配株主に係る四半期包括利益	167	73

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、uni Mitsubishi Pencil North America, Inc.、uni-ball Corporationを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当社の税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形(輸出手形を含む)割引高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形割引高	41百万円	65百万円

2. 債務保証

金融機関からの借入に対する債務保証額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
従業員	6百万円	5百万円

3. 四半期連結会計期間末日満期手形の処理については、四半期連結会計期間末日が銀行休業日の場合には、満期日に決済が行われたものとして処理しております。これにより四半期連結会計期間末残高から除かれている四半期連結会計期間末日満期手形は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形	203百万円	- 百万円
支払手形	59	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
減価償却費	1,397百万円	1,670百万円
のれん償却額	92	87

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年3月29日 定時株主総会	普通株式	838	14.00	2017年12月31日	2018年3月30日	利益剰余金
2018年7月26日 取締役会	普通株式	838	14.00	2018年6月30日	2018年9月6日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年3月28日 定時株主総会	普通株式	892	15.00	2018年12月31日	2019年3月29日	利益剰余金
2019年7月25日 取締役会	普通株式	890	15.00	2019年6月30日	2019年9月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	43,456	1,806	45,262	-	45,262
セグメント間の内部売上高又は振替高	11	18	30	30	-
計	43,467	1,824	45,292	30	45,262
セグメント利益	6,374	55	6,429	17	6,447

(注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	筆記具及び筆記具 周辺商品事業	その他の事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	44,557	1,793	46,350	-	46,350
セグメント間の内部売上高又は振替高	9	20	29	29	-
計	44,566	1,813	46,380	29	46,350
セグメント利益	6,249	48	6,298	13	6,312

(注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり四半期純利益	75.71円	75.77円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	4,365	4,327
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	4,365	4,327
普通株式の期中平均株式数(株)	57,655,037	57,115,098

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

当社は2019年7月25日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおりに決議しております。

配当金の総額	890百万円
1株当たりの配当額	15円00銭
基準日	2019年6月30日
効力発生日	2019年9月5日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月6日

三菱鉛筆株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 敬二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱鉛筆株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年1月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。